



邑楽町不育症治療費助成事業から

ささやかなサポートをさせていただきます

邑楽町では、不育症で悩むご夫婦の経済的負担を少しでも軽減するために、治療費の一部を助成する事業を行っています。

不育症で不安を抱えながら、さまざまな検査や治療を受けることは心身ともに負担のかかることです。邑楽町はそんなあなたを少しでもサポートしたいと思っています。もし、邑楽町不育症治療費助成事業を活用することで経済的負担が軽減され、あなたのストレスが少しでも小さくできたら、幸いです。

さて、邑楽町不育症治療費助成事業とはどんなものなのか、内容をご紹介します。



対象者

次の全ての要件を満たす夫婦

- ・法律上の婚姻関係にある
- ・夫婦の一方または双方が1年以上町内に住所を有する
- ・町税の滞納がない

対象となる治療

不育症治療について行われる検査及び診療

助成の内容

1回の治療期間（診断を受け治療を開始した日から、妊娠終了《出産・流産・死産を含む》までの期間）に要した助成対象となる費用を助成します。

【助成回数】

- ・1年度（4月1日から翌年3月31日まで）あたり1回までの助成
- ・同一の夫婦に対し、通算して5回までの助成

【助成金額】

- ・治療費の1/2の金額で上限30万円までの助成

※群馬県への申請を行ったかたは、不育症治療に要した費用から県での助成金額を差し引いた金額の1/2の額となります。





申請場所

邑楽町保健センター（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで）



申請時期

不育症治療が終了した日の属する年度の末日まで

※ 1 年度の申請期限は 3 月 31 日（土・日・祝日の場合はその前の平日）までです。やむを得ない理由で 3 月 31 日を過ぎてしまう場合は、3 月中に必ず保健センターにご連絡ください。



申請に必要なもの（申請前にチェックボックスにチェックを入れて、確認しましょう）

- 邑楽町不育症治療費助成金交付申請書
- 邑楽町不育症治療費助成金認定証明書
- 町税等調査閲覧同意書
- 医療機関が発行した不育症治療の治療費がわかる領収書の原本（コピー不可）
- 健康保険証の写し（夫婦それぞれのもの）
- 戸籍謄本（夫婦が同一世帯でなく、かつ本籍地が邑楽町でない場合）
- 申請者名義の預金通帳の写し



～群馬県や邑楽町の社会資源もぜひご活用ください～



群馬県 不育症に関する情報 QR コード →



群馬県不妊・不育専門相談センター

- ▼実施場所 群馬大学医学部附属病院（前橋市昭和町 3-39-15）
- ▼相談方法 産婦人科医による原則個別面接相談（相談時間 30 分／回）、事前予約制
- ▼予約先 専用ダイヤル 027-220-8425
予約受付時間 毎週月～金曜（祝日、年末年始を除く） 午前 9 時～午後 4 時
- ▼相談日 毎月 第 2 金曜日・第 4 水曜日 午後 2 時～4 時
- ▼費用 無料
- ▼相談内容 不妊・不育症に関する検査、治療方法や医療機関の情報、治療費用に関することや治療への不安、家族関係のことなど



邑楽町保健センター

健康相談の日程であなたのご相談にのります。

月曜日 午前 10 時～11 時 30 分

実施していない日もありますので、来所前に必ず広報おうらやくらしのカレンダーにて日程をご確認ください。 広報おうら QR コード →

